

# 奨学規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人古河記念基金（以下「この法人」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号及び第2号の事業を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 定款第4条第1項第1号及び第2号に定める事業の対象者（以下「奨学生」という。）は、学業及び人物とも優秀かつ健康であつて、学資の支弁が困難と認められる者のうち、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 日本国籍を有する者で日本の大学又は大学院に在学する者
- (2) 外国人留学生で日本の大学3年生以上又は大学院に在学する者

### (奨学金の種類)

第3条 この法人の奨学金は、日本人奨学金及び外国人奨学金とする。

- 2 前項の奨学金は、理工科系専攻の学生に優先的に支給するものとする。
- 3 第1項の奨学金は、特に金属その他資源関係の学生に優先的に支給するものとする。

### (奨学金の支給期間及び金額)

第4条 奨学金の支給期間及び金額は次の通りとする。

	日本人奨学金	外国人奨学金
1. 支給期間	正規の最短修業期間で最長6年間	2年間
2. 奨学金支給額 大学・大学院	自宅通学の国・公立在学者 ……月額30千円  自宅外通学の国・公立在学者及び自宅通学の私立在学者 ……月額35千円  自宅外通学の私立在学者 ……月額40千円	月額80千円

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の支給

### (奨学生出願手続)

第5条 奨学金の支給を受けようとする者は、毎年4月の指定する日までにこの法人宛ての奨学金支給願書に、学校推薦学生にあつては在学学校長又は学部長の推薦書、成績証明書及び在学証明書を添えて、その他学生にあつては成績証明書及び在学証明書を添えて、この法人に提出するものとする。

### (奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、定款第41条に基づく奨学生等選考委員会の審査、選考において委員の全員一致により決定され、その結果を本人に通知する。ただし、学校推薦学生に対する通知は、在学学校を経由する。

### (奨学金支給の方法)

第7条 奨学金は、1か月分ずつ支給することを常例とし、特別の事情があるときは、2か月分以上を合わせ支給することができる。

### (奨学金受領書の提出)

第8条 奨学生は、奨学金の支給を受領する都度、直ちにその受領書を提出しなければならない。

### (学業成績及び生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎学年末に学業成績表を理事長宛てに提出しなければならない。

### (異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当するに至った場合は、直ちに理事長宛てに届出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があつたとき

### (奨学金支給の停止)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当するに至った場合は、理事長は奨学金支給の停止を決定するとともに、その旨を本人に通知するものとする。ただし、学校推薦学生に対する通知は、在学学校を経由する。

- (1) 休学、長期の欠席をしたとき
- (2) 退学したとき又は停学その他の処分を受けたとき
- (3) 非行があつたとき

- (4) 留年又は正当な理由なく学業成績が不良となったとき
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (6) 前各号のほか、奨学金の支給が不適当となったとき

#### (奨学金支給の復活)

第12条 休学又は長期の欠席により、奨学金支給の停止を受けた者が、その事由が消滅した後、奨学金支給復活願書を提出したときは、理事長は奨学金の支給を復活することができる。ただし、支給停止期間中に該当する奨学金は、支給しない。

2 学校推薦学生は、在学学校長又は学部長を経て前項の奨学金支給復活願書を提出するものとする。

#### (奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、奨学金の辞退を申し出ることができる。ただし、学校推薦学生の申し出は、在学学校長又は学部長を経るものとする。

### 第3章 奨学生の指導

#### (指導)

第14条 この法人は、奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導並びに奨学生の学業成績及び生活状況に応じた適切な指導方法を講ずるものとする。

### 第4章 奨学生出身者の篤志受理

#### (篤志受理)

第15条 奨学生であった者が社会に進出した後において、この法人に対する何らかの心理的連繋の継続等を希望し、この法人の運営に協賛するため寄付を申し出るときは、これを受理する。

### 第5章 補則

#### (実施細目)

第16条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

2 この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。

附 則

この規程は、公益財団法人古河記念基金の設立登記の日（平成23年11月17日）から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

変更 2018年12月19日